

# 平泉町第6次行政改革大綱

令和8年3月

平 泉 町

## 目 次

第1 行政改革の基本的な考え	3
1. これまでの行財政改革の取組経過	3
2. 行政改革の必要性	3
3. 推進期間	4
4. 推進体制	4
第2 基本方針	4
1. 基本姿勢	4
(1) 情報の共有	
(2) スピードと行動力	
(3) 住民主体の発想	
2. 基本方針	5
(1) 協働によるまちづくりの推進	
(2) 効率的な行政経営とDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進	
(3) 健全な財政運営の推進	
(4) 職員の人材育成と機能的な組織の構築	
第3 具体的方策	5
1. 協働によるまちづくりの推進	5
(1) 町民に開かれた信頼される行政運営	
(2) 町民と行政との連携強化	
2. 効率的な行政経営とDXの推進	5
(1) 行政評価システムの推進と活用	
(2) 民間委託・民営化等の推進	
(3) 公共施設等の最適化と適正な管理	
(4) DXの推進	
3. 健全な財政運営の推進	6
(1) 自立性の高い財政運営と財政状況の積極的な公開	
(2) 起債発行の抑制	
(3) 財源確保の対策	
(4) 経費の節減合理化	
(5) 公営企業等の経営健全化	

4. 職員の人材育成と機能的な組織の構築	.....	7
(1) 組織機構の見直し		
(2) 定員管理・給与の適正化		
(3) 目標管理を基礎とした人事評価制度の的確な運用		
(4) 人を育てる環境づくりと資質の向上		
(5) 議論が活発に行われる環境づくり		

# 第1 行政改革の基本的な考え

## 1. これまでの行政改革の取組経過

平泉町では、これまで「平泉町行政改革大綱」（平成9年3月、平成18年12月、平成23年3月、平成28年3月及び令和3年3月策定）を5度にわたり定め、行政サービスの向上と自主的な行財政運営の確立を目指し、町民の皆さんの理解をいただきながらまちづくりを進めてきました。

特に第2次（平成18年度～平成22年度）では、行財政を取り巻く環境が厳しい状況を踏まえ、併せて総務省指導による集中改革プランに取り組み、事務事業評価制度の導入や公的資金に係る補償金免除繰上償還の実施、地域課題対応システムの確立や国保歯科診療所の民間譲渡も行い、また、平成21年度からは第三者機関として「平泉町行財政改革推進協議会」を設置し、住民主体の発想を取り入れました。

第3次（平成23年度～平成27年度）においては、計画的な職員数の削減などにより効率的な行政運営を積極的に推進し、公債費の縮減や財政の健全化を図る各種指標も改善されるなど一定の成果を挙げ、職員個々の自覚と意識改革も図られてきています。

さらに、第4次においては、積極的な行政情報の公開や町民との情報の共有化、政策評価による行政評価システムの充実、財務指標による財政状況の公表、行政組織の体制強化、職員の人材育成に取り組まれました。

加えて、第5次においては、財源確保対策としてふるさと応援寄附金の強化、ICT（情報通信技術）の活用による内部事務の効率化に取り組まれました。

※これまでの行財政改革の取組

H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
第1次行政改革大綱										第2次行政改革大綱					第3次行政改革大綱				
										集中改革プラン					第3次行政改革プラン				

H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
第4次行政改革大綱					第5次行政改革大綱					第6次行政改革大綱				
第4次行政改革プラン					第5次行政改革プラン					第6次行政改革プラン				

## 2. 行政改革の必要性

地方自治体を取り巻く行財政環境は、少子高齢化・人口減少時代の進展や町民ニーズの多様化などに伴い非常に厳しい時代にあります。引き続き町民ニーズに的確・適切に対応し、行政サービスを提供するためには、行政の効率化・スリム化と町民との協働のまちづくりを視点に取り組んできたこれまでの行政改革をより一層進める必要があります。

また、今後、大規模な災害や多様化する課題などに対応していくためには、行政だけでなく、町民の皆さんや様々な団体がそれぞれ連携・協働して取り組むことが重要になります。そのため、今後さらに厳しい状況に遭遇しても自立した運営ができるだけの財政基盤を確保しておくことが求められ、絶え間ない行政改革を進めることにより、更なる財政構造の健全化を図っていく必要があります。

本大綱は、「第6次平泉町総合計画後期基本計画」(R8~12年度)を着実に推進し、すべての町民が心の安らぎを感じられる住みよいまちづくりを進めるため、効果的・効率的な行政経営に計画的に取り組む行政改革の指針として位置付けるものです。

### 3. 推進期間

本大綱の実施期間は令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの5年間とします。

### 4. 推進体制

#### (1) 組織

庁舎内部で組織する「行財政改革推進委員会」を開催するほか、必要に応じて専門部会を設置しながら大綱に基づいた行政改革を推進します。

また、町民で構成される「行財政改革推進協議会」を開催し、行政改革の取り組み状況についての検証や提言を受け、行政改革を推進します。

#### (2) 進行管理

ホームページや広報誌等により進捗状況を町民の皆さんに公表するとともに、必要な見直しを行いながら、行政改革に取り組みます。

## 第2 基本方針

### 1. 基本姿勢

行政サービスの向上と自立的な行財政運営の確立を図っていくためには、いかにして「行政の効率化」を図るかが重要になってきます。これまでも各種計画や指針に基づき最善の方法を選択しながら取り組んできましたが、これからも以下の3つの基本姿勢を念頭に4つの基本方針のもとに行政改革に取り組みます。

#### (1) 情報の共有

的確な情報を可能な限り早く収集し、HPや広報などで周知することにより行政の透明化を図ります。

#### (2) スピードと行動力

住民のニーズに迅速に対応し、現場に先ず足を運び状況を確認するなど今まで以上に誠意のある対応を行います。

#### (3) 住民主体の発想

住民の視点に立ち町民と行政が信頼し合える関係をつくり、町民との協働のまちづくりを進めます。

## 2. 基本方針

次の4つを基本方針と定め、行政改革を進めていきます。

- (1) 協働によるまちづくりの推進
- (2) 効率的な行政経営とDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進
- (3) 健全な財政運営の推進
- (4) 職員の人材育成と機能的な組織の構築

## 第3 具体的方策

### 1. 協働によるまちづくりの推進

町民参加・協働によるまちづくりを推進するためには、行政の透明性の向上を図ることが重要です。行政情報の積極的な情報の提供を進めながら公の部門への民の参画を促し、次の事項を取り組み地域主体・協働によるまちづくりを進めます。

#### (1) 町民に開かれた信頼される行政運営

高度化・複雑化する町民ニーズに対応するため、町の施策や行政情報について、積極的な情報公開を行うなど「町民に開かれた信頼される行政運営」を推進します。

行財政運営の情報をさまざまな媒体により、町民にわかりやすく積極的に開示するとともに、行政の考え方を町民に直接説明する機会を拡大し、開かれた町政の中で町民と情報の共有化を図ります。

#### (2) 町民と行政との連携強化

町民と共に地域を考え、お互いに協力して地域の課題解決や活性化を図るため、行政区などの自治会や各種団体、サークル、企業等地域を構成する様々な主体と協力しながら「町民がまちづくりの主権者」という、住民自治の原点に立って、町民の皆さんや行政区、NPO法人等との協働を推進します。

### 2. 効率的な行政経営とDXの推進

人、物、金という限られた資源の中で、安定した良質の行政サービスを住民に提供するためには選択と集中による施策の重点化を図ることが重要です。事務事業全般において町民の目線から絶えず見直しを行い、より一層の効率化、見直しによる経費節減を図るとともに、経営基盤の強化を図るため、次の事項に取り組み、行政経営の効率化に取り組みます。

### (1) 行政評価システムの推進と活用

原則として、毎週月曜日に開催される庁議や政策内容に応じて開催される関係課の協議のほか、企画・財政協議の位置づけを含め政策の決定に至るプロセスの充実を図ります。

また、行政評価は、行政の現状を把握し行政課題を発見するためのツールです。これまでの事務事業評価・政策評価を行い、今後は働き方改革と業務効率化に着目し、その活用に取り組みます。

### (2) 民間委託・民営化等の推進

公共サービスの中には必ずしも行政だけが行うものとは限らないものも有しています。実施（提供）主体を見直し、より効果的・効率的にサービス水準の維持・向上が可能なものについては民営化や民間委託あるいは指定管理者制度の活用などを検討していきます。

### (3) 公共施設等の最適化と適正な管理

町では小、中学校、幼稚園・保育所（令和8年度～認定こども園）、公営住宅、文化遺産センターなどの社会教育施設と多くの公共施設を有しています。過去に建設された公共施設の老朽化に伴う改修費が今後大きな負担となることや、人口減少等による利用需要の変化に伴い、将来を見据えた公共施設のあり方について、公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の最適化と適正な管理を推進します。

### (4) DXの推進

行政の効率化を図るためには、DXの推進は欠かせないことから、AI やクラウドサービスなど先進的な ICT（情報通信技術）の活用に取り組みます。

*用語解説「AI」 人工知能の略です。コンピューターがデータを分析し、推論や判断、最適化提案、課題定義や解決、学習などを行う、人間の知的能力を模倣する技術を意味します。*

*「クラウドサービス」 事業者が保有するコンピュータの一部をインターネット等、ネットワーク経由で利用するサービス。*

*「DX」 デジタル技術を使ってビジネスモデルや業務プロセスを根本的に変革し、新しい価値を創造すること。*

## 3. 健全な財政運営の推進

今後、町を取り巻く行財政環境がさらに厳しくなる中においても、将来にわたり持続可能な財政運営のために必要な財源を確保します。自立した持続可能なまちづくりを行う大前提は財政の健全化であり、常にコスト意識を持ちながら計画的な行政経営を行う必要があります。このため次の事項に取り組み、将来を担う若い世代に過大な負担を強いることのないよう、身の丈にあった財政運営に努めます。

#### (1) 自立性の高い財政運営と財政状況の積極的な公開

予算の執行については、全職員自らがコスト意識を持ち、「最小の経費で最大の効果」を基本理念に、限られた財源の中で最大限の公共サービスを提供できるよう努めます。

中期的（3～5年先を見通した）財政計画を毎年度見通しながら、見込める歳入に相応した歳出を基本として各種施策に対し優先順位をつけ選択し、あるいは政策的経費への重点配分を行うなど、限られた財源の経費支出の効率化に徹します。財政調整基金については災害など非常事態に備え標準財政規模の10～15%を維持していきます。

また、町の財政状況を正確に把握し、財政運営が適正に行われているのかを客観的に評価するとともに、新公会計制度による、貸借対照表、行政コスト計算書等の財務書類を作成し、効果的でわかりやすい手法を用いてその情報を積極的に公開します。

#### (2) 起債発行の抑制

財政規律を堅持するとともに、令和8年度以降も実質公債費比率15%未満を維持していきます。

#### (3) 財源確保の対策

「ふるさと納税」や「企業版ふるさと納税」の推進や広告収入の拡充、ネーミングライツ事業など財源確保に取り組むとともに、手数料や使用料については、近隣市町の状況や社会情勢に照らしながら検証し、受益者負担の原則に基づき見直しを検討します。また、町税や保険料、保育料、各種使用料の収納率向上を図り、さらに普通財産（土地・建物）の処分や貸付など財源確保策を講じていきます。

また、自治体が抱える課題・問題を解決する手法の1つとして、大型事業やプロジェクト事業などの実施にあたってはガバメントクラウドファンディングの活用について検討します。

#### (4) 経費の節減合理化

事務執行の簡素化、集約化、標準化を図るため、事務の総点検に取り組みます。内部事務事業全般について、徹底した見直しを行い、経費の節減合理化に努めます。

#### (5) 公営企業等の経営健全化

水道事業及び下水道事業については、より一層の経営効率化のため、経費節減を行うなど、健全な経営に努めます。また、中長期的な経営の視点に立ち、料金水準、料金体系の検討を定期的に行い経営基盤の強化を図ります。

### 4. 職員の人材育成と機能的な組織の構築

少ない職員体制の中でいかに機能的でいきいきとした組織をつくりあげていくかが今後の大きな課題となります。このため引き続き次の事項について取り組み、職場内での議論を活発にし、新しい発想や仕事の見直しにつながるような職場環境をつくっていきます。

**(1) 組織機構の見直し**

簡素で合理的な組織・機構の整備及び総合的な組織力の向上・体質改善を図るため現状の組織・機構の検証を行い、社会経済環境や新たな行政課題に対応した業務執行体制を検討します。

**(2) 定員管理・給与の適正化**

少子高齢化や人口減少、社会情勢の変化などで行政需要の変化が見込まれる中で、これまで以上に効率的かつ効果的な行政運営が必要となっています。

新たな定員適正化計画を策定し、「適切な人員配置による人材資源の有効活用」の視点の元「最小の経費で最大の効果を発揮できる少数精鋭の組織体制」の確立を目指します。

このため職員年齢構成の平準化や退職職員の将来的推移を見極めながら、総務省の類似団体別職員数の状況などを活用した適正な定員管理を行います。給与については労使合意の上、人事院勧告に沿った給与構造の適正化を図ります。

**(3) 目標管理を基礎とした人事評価制度の的確な運用**

職員の能力と意欲を高め、コミュニケーションの取れた職場環境にするため、人事評価制度の有効な運用を図ります。

**(4) 人を育てる環境づくりと資質の向上**

若手職員の育成を始め職員一人ひとりの意欲や能力向上のための研修や、人事異動による人材育成など、平泉町人材育成基本方針に基づき系統だった人材の育成を図ります。

多様化・高度化する住民ニーズや様々な行政課題に的確に対応できる職員を育成するため、職員研修のより一層の充実を図ります。また、職員採用にあたっては、有能な人材を確保するため、多様な選考方法を導入します。

**(5) 議論が活発に行われる環境づくり**

いきいきとした組織・職場環境とするためには職員個々の情報や意識を共有し、事務事業に対する意見など自由・活発に議論できる環境づくりに努めます。